

ASI 加工・流通過程の 管理（CoC）基準

第2版

2022年5月



アルミニウム管理イニシアチブ (ASI)

ASI はアルミニウムのバリューチェーンに関する非営利の標準化および認証機関である。

当団体のビジョンは、持続可能な社会に対するアルミニウムの貢献を最大化することである。

当団体のミッションは、アルミニウムの責任ある製造、調達および管理について認識し、協力して発展させていくことである。

当団体のバリューは、以下に示すものである。

- 全ての関連するステークホルダーグループの代表者の参加を促進および実現することにより、当団体の業務および意思決定プロセスを開かれたものにする。
- 鉱山から下流のユーザーまで、すなわちボーキサイト、アルミナ、アルミニウムのバリューチェーン全体にわたる理解を促進すること。
- 採掘、製造、使用、リサイクルというアルミニウムのライフサイクルにおいて責任を共有する素材管理を推進すること。

全般的な問い合わせ先

ASI はこの文書に関する質問やフィードバックを歓迎する。

Email : info@aluminium-stewardship.org

電話 : +61 3 9857 8008

郵便 : PO Box 4061, Balwyn East, VIC 3103, AUSTRALIA

ウェブサイト : www.aluminium-stewardship.org

免責事項

この文書は、「ASI」定款、または適用される国、州、地方自治体の法律、規則または本文書に含まれる事項に関するその他の要請による要求事項を置換する、抵触する、またはその他の方法で変更することを意図するものではなく、またそれを実施するものでもない。この文書は、一般的な指針のみを示すものであり、本文書に含まれる事項に関する完全かつ権威ある言明とみなしてはならない。「ASI」の文書は時折更新されており、「ASI」ウェブサイトに掲載されたバージョンは、それ以前のあらゆる他のバージョンに優先する。

「ASI」関連のクレームを実行する組織はそれぞれ、常に「適用法」（ラベル表示、広告、および消費者保護に関連する法令および規則、ならびに競争もしくは独占禁止に関連する法令など）に対する各自の「遵守」に関する責任を負う。「ASI」は、他の組織によるいかなる「適用法」違反や「第三者」の権利侵害（それぞれ、違反と定義する）についても、一切責任を負わない。「ASI」もしくは「ASI」を代理する者が発行する何らかの「ASI 基準」、文書その他の資料、推奨事項または指示に関連してまたはこれらへの依拠によりかかる違反が発生した場合でも同様とする。「ASI」は、「ASI」もしくは「ASI」を代理する者が発行する何らかの「ASI 基準」、文書その他の資料、推奨事項または指示を「遵守」することで、「適用法」を「遵守」した状態となる、またはあらゆる違反の発生を回避できるという約束、表明、保証は一切行わない。

「ASI」の公用語は英語である。「ASI」は、さまざまな言語で翻訳を用意することを目指しており、これらは「ASI」ウェブサイトに掲載される予定である。バージョン間に不一致がある場合は、公用語バージョンへの参照を優先するものとする。

ASI 加工・流通過程の管理基準

内容

はじめに	4
A. 背景	4
B. 目的	4
C. 範囲	5
D. ステータスおよび発効日	5
E. 基準開発	6
F. 適用	6
G. 認証	7
H. サポート文書	7
I. レビュー	8
J. 影響の測定	8
K. この基準の読み方	8
ASI 加工・流通過程の管理 (CoC) 基準	10
A. 全般的な「CoC」マネジメント (セクション 1-2)	10
1. マネジメントシステムおよび責任	10
2. 「外部委託先」	11
B. 「CoC 材料」および「非 CoC 材料」の適格なインプットの確認 (セクション 3-7)	12
3. 「アルミニウム新地金」: 「ASI ボーキサイト」、 「ASI アルミナ」、 および 「ASI アルミニウム」 に関する個別基準	12
4. 「リサイクル・アルミニウム」: 「適格なスクラップ」に関する個別基準	14
5. 「鋳造工場」: 「ASI アルミニウム」に関する個別基準	15
6. 「鋳造後工程」: 「ASI アルミニウム」に関する個別基準	15
7. 「非 CoC 材料」、 「仲介業者・流通業者」から入手した 「CoC 材料」 および 「リサイクル可能なス クラップ材料」に関する 「デューデューリジェンス」	16
C. 「CoC」の会計、文書化および表示 (セクション 8-12)	17
8. 「マスマネジメントシステム」: 「CoC 材料」および 「ASI アルミニウム」	17
9. 「CoC 文書」の発行	18
10. 「CoC 文書」の受領	21
11. 表示およびコミュニケーション	21
用語集	22

はじめに

A. 背景

アルミニウム管理イニシアチブ（Aluminium Stewardship Initiative : ASI）は、非営利のマルチステークホルダー団体であり、「アルミニウム」のバリューチェーンのための独立した第三者認証プログラムを運営するために存在している。「ASI」認証プログラムは、「ASI」「パフォーマンス基準」（Performance Standard）および「ASI」「加工・流通過程の管理基準」（Chain of Custody (CoC) Standard）という2つの任意の「基準」に対する保証を提供している。

「ASI」「パフォーマンス基準」は、「アルミニウム」のバリューチェーンにおける持続可能性の問題に対処する、環境、社会、およびガバナンスの「原則」および個別基準を定義する。「製造および加工」ならびに「産業ユーザー」のメンバーシップクラスに属する「ASI メンバー」は、「ASI」への加入より2年以内に、少なくとも1箇所の「施設」について、「ASI」「パフォーマンス基準」による認証を受けなければならない。詳細については、aluminium-stewardship.org を閲覧されたい。

「ASI」「加工・流通過程の管理基準」（この「基準」。「CoC」「基準」ともいう）は、「ASI」「パフォーマンス基準」を補完するもので、「ASI メンバー」による適用は推奨されるものの、任意である。「ASI」「CoC」「基準」は、バリューチェーンにおける「ASI アルミニウム」を含む「CoC 材料」の「加工・流通過程の管理」の維持管理に関する要求事項を定める。

「ASI」「CoC」「基準」は、「ASI アルミニウム」に関して、一次およびリサイクルという二つの起点を定める。これらは「マスバランスシステム」を通して「アルミニウム」のサプライチェーンに結びついており、「CoC 認証事業体」からなる途切れのないチェーンによる供給が必要である。

B. 目的

「ASI」「CoC」「基準」の実施を通して、「アルミニウム」の責任ある製造、調達および管理に関する独立した保証を提供し、世界的なバリューチェーンを通じた「ASI アルミニウム」の供給および需要を増加させることが「ASI」の長期的な目的である。

この「ASI」「CoC」「基準」は、以下に示す事項によって責任あるサプライチェーンを支援することを目指している。

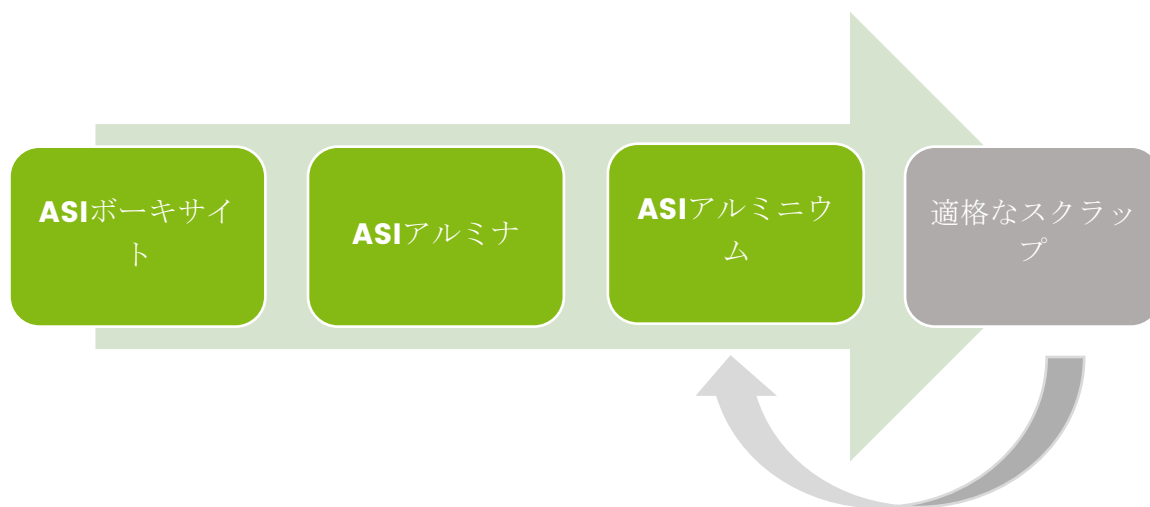
- 「アルミニウム」のバリューチェーンにおいてマスバランスによる「加工・流通過程の管理」システムの実施を希望する「ASI メンバー」に、共通の「基準」を提供すること。
- 「ASI」「CoC」「認証」の付与のために、「客観的証拠」に対する独立した監査を実施できる要求事項を確立すること。
- 金属サプライチェーンにおける責任ある製造、調達、および管理イニシアチブの確立および改善のための幅広い参考資料として役立つこと。

「ASI」「CoC」「基準」の施行に伴い、「ASI」「パフォーマンス基準」に基づくサプライチェーンの連続的段階において検証された手法と、「ASI」「認証」「事業体」により製造された「製品」とを結びつけることができるようになる。

C. 範囲

「加工・流通過程の管理」の「マネジメントシステム」（「CoC 材料」および「適格なスクラップ」の調達、会計処理および搬送用のシステムを含む）を実施する「事業体」および「施設」に対する要求事項を、「ASI」「CoC」「基準」は定義する。

「ASI」「CoC」「基準」に従って、「ASI」「認証」「事業体」により製造され、かつ「ASI」「認証」「事業体」に出荷または搬送される、「ASI ポーキサイト」「ASI アルミナ」、および「ASI アルミニウム」の総称が、「CoC 材料」である。



「ASI」「CoC」「基準」のさまざまな箇所で、上記のいずれかを意味するものとして「CoC 材料」という用語を使用する、または上記のうち特定の用語を使用する場合がある。「適格なスクラップ」は、別の形の「インプット」／「アウトプット」であるが、「アルミニウム再溶解／精製」業者によって「ASI アルミニウム」に指定されるまでは「CoC 材料」ではない。したがって、別の用語が使われる。

本「CoC」「基準」全体において、「インプット」および「アウトプット」という用語を用いる場合は、特に「事業体」の「認証範囲」内外への「CoC 材料」の流れを指している。「CoC 材料」が「事業体」の「認証範囲」内においてサプライチェーン活動間を行き来する場合は、「事業体内フロー」という用語を用いる。

「事業体」またはそのサプライチェーン活動内外へのすべての材料（「CoC」および「非 CoC」の両方の材料を含む）の流れは、一般的に「流入」および「流出」と呼ぶ。

バリューチェーンの一段階または複数の段階において、「CoC 材料」または「適格なスクラップ」と組み合わせて利用されている、その他の金属（合金、めっき、コーティング、ラミネートまたは製品の部品として含まれる）やその他の材料（プラスチック、ガラス、塗料および農産物など）は「ASI」「CoC」「基準」の範囲外となり、中立原材料として扱われる。

D. ステータスおよび発効日

本書は「ASI 基準」委員会によって承認された「ASI」「加工・流通過程の管理」「基準」第2版であり、2022年4月27日に「ASI 基準」として採用された。

メンバーは、2023 年 6 月 1 日以降に実施するすべての新規または「再認証監査」において、「ASI」「加工・流通過程の管理」「基準」第 2 版への「適合性」を実証しなくてはならない。2022 年 6 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日の間に実施する「監査」においては、かかる「基準」のいずれの版を用いてもよい。

「サーベイランス監査」は、最初の「認証」時に用いた版に基づき実施する。

第 1 版に基づく既存の「認証」については、当初の「認証」期間中有効とするが、2023 年 6 月 1 日以降に「再認証監査」を行う場合は第 2 版を用いなければならない。

E. 基準開発

この「基準」の開発は、正式かつ透明性の高いマルチステークホルダープロセスによって支えられてきた。

「ASI」は、この「基準」に貢献した多数の個人および組織によって提供された時間、専門知識、貴重な情報提供に対して深く感謝する。

当初、本「基準」の第 1 版の監督は IUCN による調整の下に「ASI 基準」策定グループ (Standards Setting Group : SSG) が行い、その後「ASI 基準」委員会に引き継がれ、2014 年から 2017 年の間にわたる 4 回のパブリックコメント期間、および 2017 年のパイロットテストで支持された。

本「基準」の第 2 版は「ASI 基準」策定手順第 3.2 版に準拠した、正式かつ協働的なマルチステークホルダープロセスにより実施された。改訂は 2017 年 12 月の開始以降、「基準」の施行により得られたフィードバックや経験に基づき行われた。

「ASI」は ISEAL の規範を遵守するメンバーであり、ISEAL Standard-Setting Code of Good Practice for Setting Social and Environmental Standards (社会環境基準設定のための適正実施規範) (第 6 版、2014 年) に従って「基準」開発を実施している。「ASI」の「基準」開発プロセスの詳細については、以下に示すウェブサイトで見ることができる。<http://aluminium-stewardship.org/standard-setting-process/activities-and-plans/>。

F. 適用

全ての「ASI メンバー」は「アルミニウム」の責任ある製造、調達および管理に対するコミットメントを共有しているが、その一方で、それぞれが売買する「アルミニウム」の「加工・流通過程の管理」に関しては多様な利害関係、動機および優先順位を有している。そのため、「ASI」「パフォーマンス基準」に対する「認証」に価値を加える手段として推奨されているものの、「ASI」「加工・流通過程の管理」(「CoC」)「基準」の「ASI メンバー」による適用は任意である。

「製造および加工」ならびに「産業ユーザー」のメンバーシップクラスに属する「ASI メンバー」は、ASI への加入から 2 年以内に、少なくとも一部の事業について、「ASI」「パフォーマンス基準」により適用される要求事項に基づいた「認証」を受ける必要がある。

別途指定されていない限り、個別基準はすべての「施設」に適用されることに留意されたい。

ただし、「CoC 材料」、「ASI アルミニウム」の製造または調達に関する何らかの表示を行いたい「事業」には、「ASI」「CoC」「基準」で定義されているように、「CoC 認証」が必須である。「CoC 認証」なしでは、このような表示を行うことはできない。

この「基準」は関心を持つ全てのユーザーが自由に利用できる。ただし、「ASI 認証」については、「ASI 認定監査人」による「適合性」の検証に基づいて、「ASI メンバー」または「ASI メンバー」の「管理」下にある「事業体」に対してのみ与えられるものである。

G. 認証

「ASI」「CoC」「基準」は、「ASI 認定監査人」が、「ASI」「CoC 認証」を付与する目的で「事業体」の「適合性」を検証する際に利用するために策定されたものである。「ASI」「パフォーマンス基準」に対する「認証」も並行した要求事項であることにも留意されたい。これは、「ASI」「CoC」「基準」の関連する個別基準に詳記されている。

「事業体」の「CoC 認証範囲」は、「認証」を受けようとしている「事業体」が定義するものであり、かかる「事業体」が「CoC 材料」の加工、会計処理、出荷または収受に利用する予定の全ての「施設」（および該当する場合は、「外部委託先」）を含める。

「ASI」「CoC 認証」のステップは、「ASI」「保証マニュアル」に述べられている。その概要を以下に示す。

- 「ASI 認定監査人」による「認証監査」については、「事業体」が準備を整えたうえでこれを要請する。これは、「ASI」「パフォーマンス基準」の「監査」と別に、またはそれと並行して行っても良い。
- 「監査人」は、「認証監査」において、「事業体」が「CoC 材料」の調達または供給のために実施するシステムが「ASI」「CoC」「基準」に適合していることを検証する。「軽微な不適合」が発見されると、「事業体」はそれに対処するよう指示される。
- 「事業体」は「CoC 認証」を受けることで、「CoC 材料」に関する「CoC 文書」の発行を開始する権限を与えられる。
- 「事業体」の「全般的成熟度評価」によっては、12～24 ヶ月以内に「認証された」「事業体」に対する「サーベイランス監査」を実施して、システムが「CoC 文書」の発行および受領等を含めて有効に機能していることを検証することがある。
- 「認証監査」中に発見された「軽微な不適合」により必要となった是正処置の実施は、遅くとも「サーベイランス監査」の前までに開始しておかなければならない。
- 3 年の「認証期間」が経過した後、「CoC 認証」を更新するためには、「再認証監査」が必要である。さらに、「認証された」「事業体」の「全体的成熟度評価」によっては、その後 12～24 ヶ月以内に「サーベイランス監査」が再度実施される。

H. サポート文書

以下に示す文書は、「ASI」「CoC」「基準」の施行に役立つサポート情報を提供するものである。

- 「ASI」「CoC」「基準」 - 「基準」ガイドンス
- 「ASI」「保証マニュアル」
- 「ASI」表示ガイド
- 「ASI」用語集

「ASI」「パフォーマンス基準」には、「ASI」「CoC」「基準」を適用する「事業体」にも適用される要求事項が含まれている。「ASI」「パフォーマンス基準」は「アルミニウム」のバリューチェーンにおけるガバナンス、環境および社会的な問題を対象としており、「ASI」「CoC」「基準」と併せて精読されたい。

I. レビュー

ASI は、「基準」のこの版について、最初の発行から 5 年後となる 2027 年までに、または必要があればそれ以前の、正式なレビューの実施を引き受ける。関係者はいつでも改訂または明確化の提案を提出することができる。「ASI」はこうした提案を記録し、次のレビュープロセスにおいて検討する。「ASI」は、これらの「基準」の適切性および達成可能性を確保するために、ステークホルダーおよび「メンバー」とともに継続的に業務を遂行する。

J. 影響の測定

「ASI」監視および評価（Monitoring and Evaluation（M&E））プログラムは、「ASI 認証」の影響を評価するために策定されたものである。影響とは、この「基準」が対処しようとしている、持続可能性の分野における長期的な変化で、これを理解し実証することは、基準プログラムを成功させるうえでは欠かせない。「ASI」の M&E プログラムは、短期的および中期的な変化を測定することにより、その長期的な影響への寄与を理解し、また、「ASI」認証プログラムの経時的な改善方法を確認するものである。

このプログラムの施行にあたっては、「ASI」は、ISEAL Code of Good Practice for Assessing the Impacts of Social and Environmental Standards（社会環境基準設定のための適正実施規範）（第 2 版、2014 年）に準拠している。「ASI」は、営業上の機微情報を扱う場合は、「ASI」の反トラスト遵守方針および秘密保持方針に拘束される。これらの方針は、[ASI のウェブサイト](#)にて閲覧可能である。

K. この基準の読み方

以下の事項に注意されたい。

- 「ASI」「CoC」「基準」は、II のセクションがあり、3 つのパートにまとめられている
- 斜体の文字は、各セクションの背景および意図を示しているが、規範となるものではない
- 監査対象となる個別基準には、各セクションの中で番号が付けられている（例えば『1.1』）
- 日本語版においてカギカッコで囲んだ一般的用語および頭字語（例えば「事業体」）は、「ASI」用語集で定義されている。

3 つのパート、II のセクションは以下に示すようにグループ分けされる。

全般的な「CoC」マネジ
メント

対象となるインプットの
確認

「CoC」の会計処理、文書化
および表示

1. マネジメントシステム
および責任

3. アルミニウム新地金

8. マスバランスのパーセンテー
ジシステム

2. 「外部委託先」

4. 「リサイクル・アルミ
ニウム」

9. 「CoC 文書」の発行

5. 「鋳造」

10. 「CoC 文書」の受領

6. 「鋳造後工程」

11. 表示およびコミュニケーショ
ン

7. 「デューディリジェン
ス」

ASI 加工・流通過程の管理（CoC）基準

A. 全般的な「CoC」マネジメント（セクション1-2）

1. マネジメントシステムおよび責任

セクション1では、「ASI」「CoC」「基準」を効果的に施行するうえで「事業体」に必要な「マネジメントシステム」の一般的な要素を要約している。「事業体」は一つまたは複数の「施設」を有してよいが、「ASI」のメンバーとしての義務および「ASI 苦情解決制度」と関連付けるため、「ASI メンバー」の「管理」下になければならない。通常、このセクション内の個別基準は、販売、調達および在庫の管理に関連する既存の「マネジメントシステム」に組み込むことができる。

- 1.1 「ASI」メンバーシップ。「CoC 認証」を受けようとする「事業体」は、「製造および加工」または「産業ユーザーのメンバーシップクラス」に属する「ASI メンバー」として適格な要件を具備しているか、そのような「ASI メンバー」の「管理」下にあり、よって「ASI」のメンバーとしての義務および「ASI 苦情解決制度」の遵守に尽力しなければならない。

適用:

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 1.2 「CoC」「マネジメントシステム」。「事業体」は、全ての適用される「ASI」「CoC」「基準」の要求事項に対応する「マネジメントシステム」を、「CoC 材料」を「保管」する「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある全ての「施設」において有していなければならない。

適用:

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 1.3 「CoC」「マネジメントシステム」の監視。「事業体」は、個別基準1.2 記載の「マネジメントシステム」に対し、施行経験に鑑みた、かつ「不適合」である可能性のある分野に対応することを目的とした、定期的なレビューおよび更新を確実に行わなければならない。

適用:

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 1.4 マネジメント代表者。「事業体」は、適用される全ての「ASI」「CoC」「基準」の要求事項に対する「事業体」の「適合性」を確保できる全体的な責任と権限を持った「マネジメント代表者」を少なくとも1名設けなければならない。

適用:

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 1.5 コミュニケーションおよび研修。「事業体」は、関連する人員に「ASI」「CoC」「基準」上の責任を理解させ、これに対応できるようにするための、コミュニケーションおよび研修の手段を定め、実施しなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 1.6 **記録管理。**「事業体」は、「ASI」「CoC」「基準」の適用される要求事項全てに対応した最新の記録を維持し、これを最低 5 年以上保管しなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 1.7 **「ASI 事務局」への報告。**「事業体」は、該当する場合、毎暦年末から翌年 6 月 30 日までに、以下の情報を適切な報告形式で「ASI 事務局」に報告しなければならない。
- a. 「認証された」「事業体」における、対象暦年の「CoC 材料」の「インプット量」および「アウトプット量」。
 - b. 「認証された」「事業体」における、対象暦年の「適格なスクラップ」の「インプット量」および「アウトプット量」。
 - c. 「認証された」「事業体」における、対象暦年の「非 CoC 材料」の「流入」量および「流出」量。
 - d. 次の「材料会計期間」に繰り越された「プラス残高」（ある場合）。
 - e. 使用した「プラス残高」（ある場合）。
 - f. 次の「材料会計期間」から取り崩した「内部オーバードロ」 （ある場合）。

「CoC 材料」の「アウトプット」が複数種類ある「事業体」の場合：

- g. 「CoC 認証事業体」内で対象暦年にサプライチェーン活動間を行き来（「事業体内フロー」）した「CoC 材料」の量。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

2. 「外部委託先」

「外部委託先」には、自己の名義で「CoC 認証」を取得することを推奨している。しかしながら、長いもしくは柔軟なサプライチェーン、または小規模な企業にとっては「CoC 認証」の取得が困難である場合もあることも認識している。セクション 2 では、「CoC 認証」を受けようとする「事業体」に対し、その「CoC 認証範囲」に「CoC 認証」を受けていない「外部委託先」を含めることで、かかる「事業体」の保有または管理する「CoC 材料」の加工、処理または製造を「外部委託先」に外部委託できる能力を与えている。

- 2.1 **「認証範囲」。**さらなる加工、処理または製造を目的として「事業体」の「CoC 材料」を「保管」する「外部委託先」のうち、「CoC 認証」を受けていない外部委託先は「事業体」の「CoC 認証範囲」に明記しなければならない。

適用：

この個別基準は「事業体」が、自身の所有または管理する「CoC 材料」を保管する「外部委託先」を使用している場合に適用される。

- 2.2 **「CoC 材料」の「管理」。**「CoC 認証範囲」に「外部委託先」を含めたい「事業体」は、以下の各条件を確実に満たさなければならない。

- a. 「外部委託先」が使用する全ての「CoC 材料」の法的な所有権または管理権は「事業体」が有している。
- b. 「外部委託先」は、「CoC 材料」の加工、処理または製造を他のいかなる下請先にも委託してはならない。
- c. 「事業体」は、「CoC 認証範囲」に含める各「外部委託先」について、その使用に起因して生じる恐れのある「ASI」「CoC」「基準」「不適合」に関するリスク評価を行っており、そうした評価に基づいて、そのリスクが受け入れ可能なものであると判断している。

適用：

この個別基準は「事業体」が、自身の所有または管理する「CoC 材料」を保管する「外部委託先」を使用している場合に適用される。

- 2.3 「CoC 材料」の「アウトプット量」および返送量に関する情報。「事業体」は、「事業体」の「材料会計期間」末ごとの（または「事業体」が求める場合はそれ以上の頻度において）、「外部委託先」による「CoC 材料」の「アウトプット量」および「CoC 材料」の「事業体」への返送量に関する情報の「事業体」への提供を保証しなければならない。

適用：

この個別基準は「事業体」が、自身の所有または管理する「CoC 材料」を保管する「外部委託先」を使用している場合に適用される。

- 2.4 「外部委託先」を出入りする「CoC 材料」の「流入」および「流出」量の一貫性。「事業体」は、「CoC 材料」の「アウトプット量」または「外部委託先」からの返送量が、「外部委託先」に提供される「CoC 材料」の量と一致していることを検証するシステムを実施し、その量を「材料会計システム」に記録しなければならない。

適用：

この個別基準は「事業体」が、自身の所有または管理する「CoC 材料」を保管する「外部委託先」を使用している場合に適用される。

- 2.5 誤謬（外部委託先）。「CoC 材料」の出荷後に誤りが発見された場合、「事業体」および「外部委託先」はその誤りおよび合意された是正措置を文書に記録し、かつ再発防止措置を実施しなければならない。

適用：

この個別基準は「事業体」が、自身の所有または管理する「CoC 材料」を保管する「外部委託先」を使用している場合に適用される。

B. 「CoC 材料」および「非 CoC 材料」の適格なインプットの確認（セクション 3-7）

3. 「アルミニウム新地金」：「ASI ボーキサイト」、「ASI アルミナ」、および「ASI アルミニウム」に関する個別基準

「加工・流通過程の管理」には起点を定めるものとし、「アルミニウム」の場合は一次または「リサイクル・アルミニウム」のいずれかを起点とする。セクション 3 は「アルミニウム新地金」に焦点を当てたもので、「ASI ボーキサイト」の要求事項として、ボーキサイト鉱山から採掘され、「アルミナ精製」業者および「アルミニウ

ム製錬」業者を通じてさらに加工されており、かつ「ASI」「パフォーマンス基準」に基づき認証されたものとすることを定めている。

- 3.1 「ASI ボーキサイト」。「ボーキサイト採掘」に従事する「事業体」は、「ASI ボーキサイト」は以下に該当するボーキサイト鉱山からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施しなければならない。
- a. 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。
 - b. 「ASI」「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受けている。
 - c. 以下のいずれかに該当する形で「ASI ボーキサイト」を調達している。
 - I. 他「ASI」「CoC 認証事業体」からの直接調達
 - II. 「仲介業者・流通業者」からの調達で、「ASI ボーキサイト」の供給源である「ASI」「CoC 認証事業体」の特定が可能かつ検証済みの「CoC 文書」の提出が可能な場合。

適用：

この個別基準はボーキサイト鉱山に適用される。

- 3.2 「ASI アルミナ」。「アルミナ精製」に従事する「事業体」は、「ASI アルミナ」が以下に該当する「アルミナ精製」業者からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施しなければならない。
- a. 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。
 - b. 「ASI」「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受けている。
 - c. 以下のいずれかに該当する形で「ASI アルミナ」を調達している。
 - I. 他「ASI」「CoC 認証事業体」からの直接調達
 - II. 「仲介業者・流通業者」からの調達で、「ASI アルミナ」の供給源である「ASI」「CoC 認証事業体」の特定が可能かつ検証済みの「CoC 文書」の提出が可能な場合。

適用：

この個別基準はすべての「アルミナ精製」業者に適用される。

- 3.3 「ASI アルミニウム」。「アルミニウム製錬」に従事する「事業体」は、「ASI アルミニウム」は以下に該当する「アルミニウム製錬」業者からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施しなければならない。
- a. 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。
 - b. 「ASI」「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受けている。
 - c. 以下のいずれかに該当する形で「ASI アルミナ」を調達している。
 - I. 他「ASI」「CoC 認証事業体」からの直接調達
 - II. 「仲介業者・流通業者」からの調達で、「ASI アルミナ」の供給源である「ASI」「CoC 認証事業体」の特定が可能かつ検証済みの「CoC 文書」の提出が可能な場合

適用：

この個別基準は「アルミニウム製錬」業者に適用される。

4. 「リサイクル・アルミニウム」：「適格なスクラップ」に関する個別基準

「リサイクル・アルミニウム」は、「ASI アルミニウム」の「加工・流通過程の管理」の起点となりうる第二の材料である。「ASI」「CoC」「基準」では、リサイクルされた「CoC 材料」の「加工・流通過程の管理」における最初の「事業体」が「アルミニウム再溶解／精製」（「アルミニウム精製」には、「ドロス」その他アルミニウムを含む廃棄物からの「アルミニウム」の回収および精製も含むがこれに限定されない）に従事することを想定している。セクション4では、「リサイクル可能なスクラップ材料」の供給者に対して顧客確認の原則を適用することを求めている（さらにセクション7の「デューディリジェンス」要求事項も適用される）。このセクションでは、「リサイクル可能なスクラップ材料」から「リサイクル・アルミニウム」を製造する「事業体」に対する、「ASI」「CoC」「基準」による要求事項を定めている。

4.1 「リサイクル・アルミニウム」。「リサイクル・アルミニウム」製造のための「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」は、「ASI アルミニウム」が以下に該当する「施設」からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施するものとする。

- a. 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。
- b. 「ASI」「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受けている。

適用：

この個別基準は「アルミニウム再溶解／精製」業者に適用される。

4.2 「適格なスクラップ」。「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」は、「材料会計システム」における「適格なスクラップ」の会計を、以下のいずれかとしてのみ行わなければならない。

- a. 以下のいずれかに該当する「プレコンシューマスクラップ」。
- I. セクション7 規定の供給者の「デューディリジェンス」の適用対象となる「プレコンシューマスクラップ」で、「事業体」の「認証範囲」からの「ASI アルミニウム」の「アウトプット」に指定されたものであり、認証を受けていない「施設」から追跡されてクローズドループ内のスクラップとして「事業体」の「認証範囲」に戻ってきたものであるとの評価を受けたもの。
 - II. 他の「ASI」「CoC 認証事業体」から、「CoC 文書」を添えて直接供給されたもの
 - III. 「仲介業者・流通業者」から供給されたもので、「適格なスクラップ」の供給源である「ASI」「CoC 認証事業体」の特定が可能かつ検証済みの「CoC 文書」の提出が可能な場合
- b. セクション7 規定のサプライヤーの「デューディリジェンス」の適用対象となるスクラップで、「事業体」よりポストコンシューマ由来であるとの評価を受けたもの
- c. セクション7 規定の供給者の「デューディリジェンス」の適用対象となる「アルミニウム」で「ドロス」その他アルミニウムを含む廃棄物から回収されたもの

適用：

この個別基準は「アルミニウム再溶解／精製」業者に適用される。

4.3 「リサイクル可能なスクラップ材料」の直接供給業者に関する記録管理。「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」は、以下を記録するシステムを実施しなければならない。

- a. 「リサイクル可能なスクラップ材料」の直接供給者全ての識別情報、代表者および操業場所。
- b. 「リサイクル可能なスクラップ材料」の直接供給者との全ての金銭上のやり取り。単一の支払または関連していると思われる複数の支払の場合、現金の支払いが、「適用法」定義の関連する金額基準、または10,000 米ドル（もしくはこれに相当する金額）のいずれか低い方の範囲内であることを確保する。

適用：

この個別基準は「アルミニウム再溶解／精製」業者に適用される。

5. 「鋳造工場」：「ASI アルミニウム」に関する個別基準

「アルミニウム新地金」および「リサイクル・アルミニウム」のどちらにとっても、その後の「材料加工」や製造のために「アルミニウム」を固体金属の形に形成する場所が「鋳造工場」である。セクション5では「鋳造工場」が「認証」を受けるための要求事項、ならびに鋳造工程の一部である「アルミ溶湯」および「アルミ素材」両方の「流入」および「流出」について取り上げる。

- 5.1 「ASI アルミニウム」。「鋳造製品」の製造に従事する「事業体」は、「ASI アルミニウム」が以下に該当する「鋳造工場」からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施しなければならない。
- 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。
 - 「ASI」「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受けている。
 - 以下のいずれかに該当する形で「ASI アルミニウム」を調達している。
 - 他の「ASI」「CoC 認証事業体」からの直接調達
 - 「仲介業者・流通業者」からの調達で、「ASI アルミニウム」の供給源である「ASI」「CoC 認証事業体」の特定が可能かつ検証済みの「CoC 文書」の提出が可能な場合

適用：

この個別基準は「鋳造工場」に適用される。

- 5.2 固有識別番号。トレーサビリティのために、「鋳造製品」の製造に従事する「事業体」の「材料会計システム」は、「事業体」が「ASI アルミニウム」に物理的に刻印もしくは印刷している、または「ASI アルミニウム」に添付している固有識別番号を、該当する「事業体」の「材料会計期間」の「CoC 材料」の「インプット量」に確実に対応させるためのシステムを実施しなければならない。

適用：

この個別基準は「鋳造工場」に適用される。

6. 「鋳造後工程」：「ASI アルミニウム」に関する個別基準

「鋳造製品」は「半製品化」のための幅広い用途、ならびにその後の「材料加工」、下流での製造および使用に用いられる。「鋳造工場」以降のサプライチェーン（「鋳造後工程」）は非常に多様または断片的であることが多い。セクション6は、「鋳造工場」から直接、または他の下流の「事業体」を介して物理的な「ASI アルミニウム」を調達し、「ASI」「CoC」「基準」を用いて自らの「ASI アルミニウム」製造に関する表示を行う、「鋳造後工程を取り扱う事業体」に適用される。

- 6.1 「鋳造後」の「ASI アルミニウム」。「ASI アルミニウム」を調達する「鋳造後工程を取り扱う事業体」は、「ASI アルミニウム」を製造しているのがその「事業体」自体であり、かつ以下に該当する「事業体」または「施設」からの「ASI アルミニウム」のみを製造していることを確保できるシステムを実施しなければならない。
- 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。

- b. 「ASI」加入から2年以内に「ASI」「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受けることを立証できる。
- c. 以下のいずれかに該当する形で「ASI アルミニウム」を調達している。
 - I. 他の「ASI」「CoC 認証事業体」からの直接調達
 - II. 「商社」からの調達で、「ASI アルミニウム」の供給源である「ASI」「CoC 認証事業体」の特定が可能かつ検証済みの「CoC 文書」の提出が可能な場合

適用：

この個別基準は「鋳造後工程を取り扱う」「施設」に適用される。

7. 「非 CoC 材料」、「仲介業者・流通業者」から入手した「CoC 材料」および「リサイクル可能なスクラップ材料」に関する「デューディリジェンス」

セクション7では「事業体」に、「非 CoC 材料」、「仲介業者・流通業者」から入手した「CoC 材料」および「リサイクル可能なスクラップ材料」の供給者に関して、環境、社会、またはガバナンス上の潜在的なリスクを確認する「デューディリジェンス」の実施、およびリスクの回避または軽減のための合理的な措置の実施を求めている。これは責任ある調達を推進するという「ASI」のミッションと整合するものである。これは、「事業体」が非「ASI」の供給者から調達することを妨げるものではない。

- 7.1 責任ある調達「方針」。「事業体」は、「アルミニウム」を範囲に含め、かつ最低でも「ASI」「パフォーマンス基準」の以下の個別基準を考慮した、責任ある調達に関する「方針」を導入し、「非 CoC 材料」、「リサイクル可能なスクラップ材料」および「仲介業者・流通業者」から入手した「CoC 材料」の供給者にこれを伝達しなければならない。
- a. 1.2（不正行為防止）。
 - b. 2.4（責任ある調達）。
 - c. 9.1（「人権デューディリジェンス」）。
 - d. 9.8（「紛争地域および高リスク地域」）。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 7.2 リスクの評価および軽減。「事業体」は、自身の責任ある調達に関する「方針」に基づき、少なくとも「非 CoC 材料」、「リサイクル可能なスクラップ材料」ならびに「仲介業者・流通業者」から供給された「CoC 材料」および「適格なスクラップ」を供給する直接（ティア1）供給者（「仲介業者・流通業者」を含む）による不適合リスクの評価を行い、その結果を文書に記録し、悪影響のリスクが示された箇所については測定可能な形でのリスク軽減措置を講じなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 7.3 「苦情解決制度」。「事業体」は、「ASI」「パフォーマンス基準」の個別基準 3.4 に従い、「事業」の性質、規模および影響力に見合っており、かつ当事者が、「アルミニウム」のサプライチェーンにおける責任ある調達に関する「方針」への不適合に関して、その懸念を述べられるような「苦情解決制度」を確立しなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

C. 「CoC」の会計、文書化および表示（セクション 8-12）

8. 「マスバランスシステム」：「CoC 材料」および「ASI アルミニウム」

「マスバランスシステム」は、途切れない「加工・流通過程の管理」を作り出すために、「CoC 材料」を扱う一連の「事業体」それぞれが「CoC」に「認証された」「事業体」となることを求めている。バリューチェーンのあらゆる段階で一定期間、「CoC 材料」を「非 CoC 材料」と混合することが認められている。「事業体」の「材料会計システム」は「事業体」からの「CoC 材料」の「アウトプット」が、「認証範囲」への「インプット」の比率を超えないことを検証するために用いる。「ASI」「CoC」「基準」は、「CoC 材料」の「アウトプット」を『部分的に「CoC」』として割り当てることはできないと規定していることに留意されたい。たとえば、「流出」量の20%が「CoC」である場合、その20%は100%「CoC」となる（全ての「流出」分が『20%「CoC」』となるわけではない）。

- 8.1 「材料会計システム」。「事業体」の「マネジメントシステム」には、「認証範囲」内の「CoC 材料」と「適格なスクラップ」のマスバランスの倫理性を保護するような「材料会計システム」を含めるべきである。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 8.2 「材料会計期間」。「事業体」の「材料会計システム」は、12 ヶ月以内の「材料会計期間」を定めなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 8.3 「インプット」および「流入」量。「事業体」は、所定の「材料会計期間」について、「CoC 材料」および「適格なスクラップ」それぞれの「インプット」量、ならびに「非 CoC 材料」の量および「認証範囲」内への「リサイクル可能なスクラップ材料」の「流入」量を記録する必要がある。「適格なスクラップ」および「リサイクル可能なスクラップ材料」の「流入」量は、「アルミニウム」含有量の評価に基づいていなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 8.4 「CoC 材料」の「アウトプット量」。「事業体」は所定の「材料会計期間」における各「CoC 材料」の「インプット量」を用いて、「CoC 材料」と「非 CoC 材料」の総「流入」量に比例した「アウトプット」可能な「CoC 材料」量を質量で判断しなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 8.5 「CoC 材料」の不可分性。総製造量の一部をなす場合のある「CoC 材料」の「アウトプット量」は、100%「CoC 材料」として指定しなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 8.6 「適格なスクラップ」の「アウトプット量」。「事業体」がスクラップを製造し、関連する部分を「適格なスクラップ」として指定することを希望する場合、「事業体」は規定の「材料会計期間」中、「ASI アルミニウム」の「アウトプット」に用いるものと同じ割合を用いなければならない。

適用：

この個別基準は、加工により「プレコンシューマスクラップ」を製造する「事業体」が、「CoC 文書」を添付した上で（セクション 9 参照）、かかる「プレコンシューマスクラップ」を他の「CoC 認証事業体」への「インプット」として「適格なスクラップ」に指定しようとする場合にのみ適用される。「適格なスクラップ」の個別基準は「内部で発生したスクラップ」には適用されない。スクラップが「認証範囲」の境界線を超える場合にのみ適用される。

- 8.7 「インプット率」と総「アウトプット」との一貫性。「事業体」の「材料会計システム」は必ず、「CoC 材料」または「適格なスクラップ」の総「アウトプット」が、「材料会計期間」における「CoC 材料」または「適格なスクラップ」の「インプット率」の比率を超えないようにしなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 8.8 「内部オーバードロー」。「CoC 材料」が規定の「材料会計期間」内に「事業体」に納品される契約であったが、「不可抗力」事由が発生した場合、「事業体」の「材料会計システム」は次の「材料会計期間」から「内部オーバードロー」を取り崩すことができる。
- 「内部オーバードロー」は、「材料会計期間」における「CoC 材料」の総「インプット量」の 20% を超えてはならない。
 - 「内部オーバードロー」は、「不可抗力」事由に影響を受けた「CoC 材料」の量を超えてはならない。
 - 「内部オーバードロー」は、次の「材料会計期間」内で精算するものとする。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 8.9 「プラス残高」。「材料会計期間」末時点で、「事業体」の「CoC 材料」が「プラス残高」である場合、これを次の「材料会計期間」に繰り越すことができる。
- 「事業体」の「材料会計システム」は、全ての「プラス残高」の繰り越しを明記しなければならない。
 - ある「材料会計期間」で発生し、次の「材料会計期間」へ繰り越された「プラス残高」は、取り崩さない場合、後者の「材料会計期間」末で失効する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

9. 「CoC 文書」の発行

「マスマネジメントシステム」は、「CoC 材料」の出荷時に、正確な「CoC」に関する情報を添付することにより支えられている。「ASI」「CoC」「基準」において、要求される一連の「CoC」に関する情報を、「CoC 文書」という（テンプレートは「ASI」「CoC」「基準」ガイダンス別紙2）。「事業体」は、売上請求書や出荷

書類などの通常の出荷プロセスに「CoC」に関する情報を織り込むことがよくある。追加のデータおよび情報を「事業」の裁量で「CoC 文書」に含めることもできるが、正確かつ検証可能なものでなければならない。

- 9.1 「CoC 文書」。「事業体」は、他の「CoC 認証事業体」または「仲介業者・流通業者」に発送される「CoC 材料」の出荷または搬送時には毎回必ず「CoC 文書」を添付しなければならない。

適用：

この個別基準は「CoC 材料」を他の「事業体」へ出荷するすべての「事業体」に適用される。

- 9.2 「CoC 文書」の内容。「事業体」は、「CoC 文書」には少なくとも以下の情報を必ず含めなければならない。
- a. 「CoC 文書」の発行日。
 - b. 検証できるよう「事業体」の「材料会計システム」に関連付けられている、「CoC 文書」の参照番号。
 - c. 「CoC 文書」を発行する「事業体」の識別情報、所在地および「CoC 認証」番号。
 - d. 「CoC 材料」を受領する顧客の識別情報および所在地。さらに、顧客も「CoC 認証事業体」である場合、その「CoC 認証」番号。
 - e. 「CoC 文書」内の情報を確認できる、「事業体」の担当者。
 - f. 『「CoC 文書」記載の情報が「ASI」「CoC」「基準」に「適合」している』と確認する旨の宣言。
 - g. 積荷内の「CoC 材料」の種類。
 - h. 積荷内の「CoC 材料」の質量。
 - i. 積荷内の全材料の質量。

適用：

この個別基準は「CoC 材料」を他の「事業体」へ出荷するすべての「事業体」に適用される。

- 9.3 「持続可能性データ」（任意）。「事業体」は、その「CoC 材料」に関する「CoC 文書」に該当する「持続可能性データ」も含めてよい。
- a. 「CoC 材料」の平均（ゆりかごからゲートまで（原料入荷から製品出荷まで）の数値が望ましい）カーボンフットプリント、および適用した算出方法。
 - b. 「ASI」「パフォーマンス基準」個別基準 9.8 規定の、「アルミニウム」の原産地を裏付ける情報。
 - c. 「CoC 材料」の「プレコンシューマスクラップ」および「ポストコンシューマスクラップ」に関するリサイクル方法を含む、リサイクルの内容。

「鋳造後工程」に従事した場合、以下も含めてよい。

- d. 「CoC 文書」を発行する「事業体」または「施設」の、「ASI」「パフォーマンス基準」における「ASI」「認証ステータス」。

適用：

この個別基準は「CoC 材料」を他の「事業体」へ出荷するすべての「事業体」に適用される。

- 9.4 「補足情報」（任意）。「CoC 文書」に「事業体」または「CoC 材料」に関する「補足情報」が含まれる場合、「事業体」は必ず、「客観的証拠」によりその「補足情報」の裏付けができるようにしなければならない。

適用：

この個別基準は「CoC 材料」を他の「事業体」へ出荷するすべての「事業体」、および「CoC 文書」内の「補足情報」にも適用される。

- 9.5 **情報の検証。**「事業体」は、「事業体」が発行する「CoC 文書」内の情報を検証する合理的な要請に必ず対応できるようにするためのシステムを実施しなければならない。

適用：

この個別基準は「CoC 材料」を他の「事業体」へ出荷するすべての「事業体」に適用される。

- 9.6 **誤謬（出荷）。**「CoC 材料」の出荷後に誤りが発見された場合、「事業体」および受領当事者はその誤りおよび合意された是正措置を文書に記録し、かつ再発防止措置を実施しなければならない。

適用：

この個別基準は「CoC 材料」を他の「事業体」へ出荷するすべての「事業体」に適用される。

10. 「CoC 文書」の受領

「CoC 材料」を受領する「事業体」は、供給者が発行し添付した「CoC 文書」（セクション9）も受領することとなる。この情報を確認し、記録することで、「マスマンシステム」の正確性と信頼性を裏付けることができる。

- 10.1 「CoC 文書」の検証。「事業体」は受領した「CoC 文書」内に、個別基準 9.2、9.3（任意）および 9.4（任意）にて規定する全ての必要な情報が含まれているかを検証しなければならない。

適用：

この個別基準は「CoC 材料」を受領するすべての「施設」に適用される。

- 10.2 「CoC 文書」と「CoC 材料」間の一貫性の検証。「事業体」は、情報を「材料会計システム」に記録する前に、受領した「CoC 文書」が、添付の「CoC 材料」または「適格なスクラップ」と一致しているかを検証しなければならない。

適用：

この個別基準は「CoC 材料」を受領するすべての「施設」に適用される。

- 10.3 供給者の「ASI」「CoC 認証」の検証。「事業体」は「ASI」のウェブサイトを定期的に確認し、供給者の「ASI」「CoC 認証」の有効性と範囲を検証するとともに、供給される「CoC 材料」または「適格なスクラップ」のステータスに影響を与える可能性のある変更がないかを確認しなければならない。

適用：

この個別基準は「CoC 材料」を受領するすべての「施設」に適用される。

- 10.4 誤謬（受領）。「CoC 材料」または「適格なスクラップ」の受領後に誤りが発見された場合、「事業体」および出荷当事者はその誤りおよび合意された是正措置を文書に記録し、かつ再発防止措置を実施しなければならない。

適用：

この個別基準は「CoC 材料」を受領するすべての「施設」に適用される。

11. 表示およびコミュニケーション

「CoC 認証事業体」は、責任あるサプライチェーンを支持している旨を、顧客および消費者に伝えることが推奨されている。「CoC 文書」に含まれる以外の事項に関する、すべてのマーケティングおよびコミュニケーションにおける表示または表明は、関連する「ASI 基準」および「ASI」表示ガイドによる保証事項と一致していなければならない。

- 11.1 表示。「事業体」が「CoC 文書」に記載されていない形で「CoC 材料」に関する表示または表明を行う場合、「事業体」は以下を確保できるシステムを保有しなければならない。
- 「ASI」表示ガイドに一致した方法および形式で行われている。
 - 表示または表明内容を裏づける、検証可能なエビデンスがある。
 - 表示または表明内容を正確に理解し伝達できるよう、適切な研修を関連する従業員に行っている。

適用：

この個別基準は、「CoC 文書」に記載されていない形で、「CoC 材料」に関する表示または表明を行うすべての「事業体」に適用される。

用語集

用語集は移動し、全世界を対象とした文書「ASI」用語集とした。



Aluminium Stewardship Initiative Ltd
(ACN 606 661 125)

www.aluminium-stewardship.org
info@aluminium-stewardship.org

